

## 第4章

## 国民と防衛省・自衛隊

「防衛力」は、国の安全を守る最後の「砦」であり、他に代わる手段は存在しない。

わが国において防衛力を担う防衛省・自衛隊は様々な組織で構成されているが、その組織が機能を十分に発揮するためには、優れた能力を持つ隊員と最先端の装備品やシステムを保持し、これらが一体となって機能することはもちろんのこと、これらの装備品やシステムを生み出す技術力、生産力などが盤石であり、かつ防衛省・自衛隊の取組に対する国民や地域社会の理解と協力を得ることが必要不可欠である。

このような観点から、本章では、第1節において防衛省・自衛隊の組織編成と隊員の採用、教育訓練、人事施策など「人的基盤」について説明し、第2節において防衛生産・技術基盤や各種装備品の取得など「物的基盤」について説明する。最後に第3節において国民の理解と協力を得るために、地域社会や国民との間で行っている防衛省・自衛隊の様々な活動など「社会的基盤」について説明する。

## 第1節 防衛力を支える組織と人的基盤

わが国の防衛という国家存立にとって最も基本的な役割を担う組織である防衛省・自衛隊にとり、その防衛力を遺憾なく発揮させるためには、これを支える組織と「人的基盤」を充実させることが、きわめて重要である。

本節では、防衛省・自衛隊の組織について説明した上で、隊員の募集・採用、日々の教育や訓練の状況など、「人的基盤」の充実のための取組について説明する。

## 1 防衛力を支える組織

## 1 防衛省・自衛隊の組織

防衛省・自衛隊<sup>1</sup>は、わが国の防衛という任務を果たすため、実力組織である陸・海・空自を中心に、防衛大学

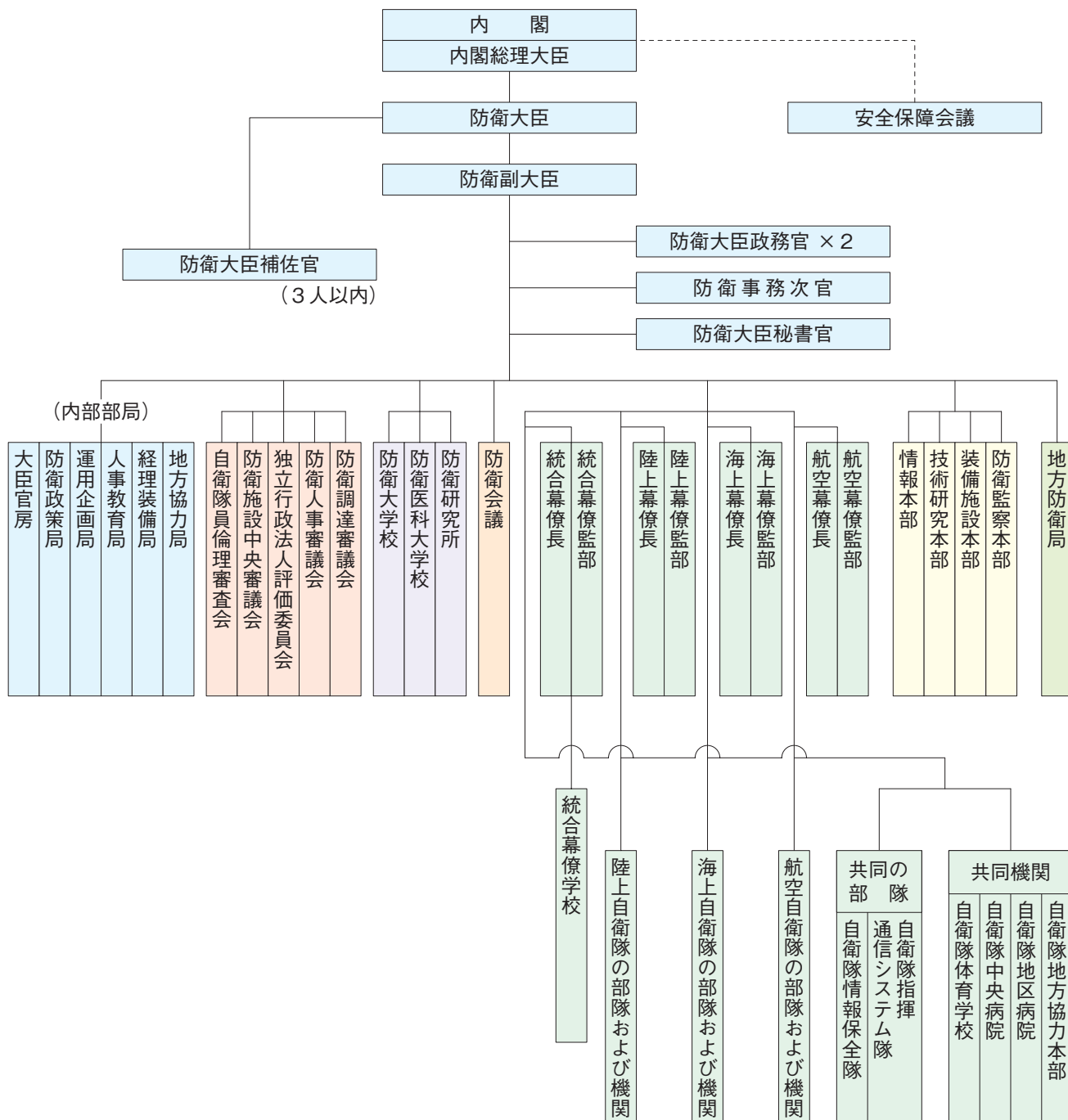
校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部など、様々な組織で構成されている。

(図表Ⅲ-4-1-1・2参照)

<sup>1</sup> 防衛省と自衛隊は、ともに同一の防衛行政組織である。「防衛省」という場合には、陸・海・空自の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

図表 Ⅲ-4-1-1 防衛省の組織図

(平成23年度末)



(臨時または特例で置くものを除く。)

図表 Ⅲ-4-1-2 防衛省の組織の概要

組 織	概 要
陸上自衛隊 (巻末の「主要部隊などの所在地」参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○方面隊           <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の師団および旅団やその他の直轄部隊(施設団、高射特科群など)をもって編成</li> <li>・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面の防衛にあたる。</li> </ul> </li> <li>○師団および旅団           <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦闘部隊と戦闘部隊に対し後方支援を行う後方支援部隊などで編成</li> </ul> </li> </ul>
海上自衛隊 (巻末の「主要部隊などの所在地」参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自衛艦隊           <ul style="list-style-type: none"> <li>・護衛艦隊、航空集団(固定翼哨戒機部隊などからなる。)、潜水艦隊などを基幹として編成</li> <li>・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛にあたる。</li> </ul> </li> <li>○地方隊           <ul style="list-style-type: none"> <li>・5個の地方隊があり、主として担当区域の警備および自衛艦隊の支援にあたる。</li> </ul> </li> </ul>
航空自衛隊 (巻末の「主要部隊などの所在地」参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○航空総隊           <ul style="list-style-type: none"> <li>・3個の航空方面隊および南西航空混成団を基幹として編成</li> <li>・主として全般的な防空任務にあたる。</li> </ul> </li> <li>○航空方面隊           <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空団(戦闘機部隊などからなる。)、航空警戒管制団(警戒管制レーダー部隊などからなる。 )および高射群(地对空誘導弾などからなる。 )などをもって編成</li> </ul> </li> </ul>
防衛大学校 (神奈川県横須賀市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関           <ul style="list-style-type: none"> <li>・幹部自衛官となるべき者の教育訓練(一般の大学と同様の大学設置基準に準拠した教育を含む。)を行う。</li> </ul> </li> <li>○一般大学の修士および博士課程に相当する理工学研究科(前期および後期課程)および総合安全保障研究科(前期および後期課程)を設置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度の理論および応用についての知識ならびにこれらに関する研究能力を習得させるための教育訓練を行う。</li> </ul> </li> </ul>
防衛医科大学校 (埼玉県所沢市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練(学校教育法に基づき医学教育を行う大学の設置に準拠した教育を含む。)を行う。</li> </ul> </li> <li>○学校教育法に基づく医学研究科博士課程に相当する医学研究科を設置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度の理論および応用についての知識ならびにこれらに関する研究能力を習得させるための教育訓練を行う。</li> </ul> </li> </ul>
防衛研究所 (東京都目黒区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防衛省のいわばシンクタンクに当たる機関           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊の管理および運営に関する基本的事項の調査研究を行う。</li> <li>・戦史に関する調査研究および戦史の編さんを行う。</li> <li>・幹部自衛官その他の幹部職員の教育などを行う。</li> <li>・付設の図書館では、歴史的に価値のある書籍や資料などを管理</li> </ul> </li> </ul>
情報本部 (東京都新宿区など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○軍事情報の収集・分析を行う防衛省の中央情報機関           <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒監視活動により入手する情報、画像情報、電波情報など各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えた上で、省内各機関に対する情報提供を実施する。</li> <li>・本部と6つの通信所で構成</li> </ul> </li> </ul>
技術研究本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○装備に関する研究開発を一元的に行う機関           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自衛隊の運用上の要求などに応じて研究開発を行う。</li> <li>・対象となる分野は各自衛隊が使用する火器・車両、船舶、航空機をはじめとして核・生物・化学兵器(NBC)対処や被服に至るまで幅広い。</li> </ul> </li> </ul>
装備施設本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自衛隊の任務遂行に必要な装備品などの調達契約事務および建設工事の実施事務(一部)を一元的に行う機関           <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な装備品などとは、火器・弾薬、燃料、誘導武器、船舶、航空機、車両など</li> <li>・建設工事の実施事務のうち、技術的基準の作成、計画の審査などを行う。</li> </ul> </li> </ul>
防衛監察本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防衛省・自衛隊の業務全般について独立した立場から監察する機関           <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守等を確保するため、独立した立場で防衛省・自衛隊における職務執行が適正に行われているかを監察する。</li> </ul> </li> </ul>
地方防衛局 (全国8か所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体および地域住民の理解および協力の確保、防衛施設の取得・管理・建設工事・基地周辺対策等、装備品等の調達に係る原価監査・監督・検査などを行う。</li> </ul>



## コラム

VOICE

解説

Q&A

# 60周年を迎えて — 防衛研究所の取組 —

防衛省のシンクタンクである防衛研究所は、主として安全保障および戦史に関し政策指向の調査研究を行うとともに、自衛隊の高級幹部などの育成のための国防大学レベルの教育機関としての機能を果たしている。研究成果は防衛省の政策立案の資として適時提供され、その主なものは防衛研究所ホームページ(<http://www.nids.go.jp/>)上でも一般に公開されている(『東アジア戦略概観』、『中国安全保障レポート』、『防衛研究所紀要』、『戦史研究年報』、『ブリーフィング・メモ』など)。また防衛研究所は戦史史料の管理、公開なども行っており、わが国最大の戦史研究センターとしての役割も担っている。

その一方で、防衛研究所は防衛省における国際交流の先駆的な機関としても機能している。各国との信頼関係の増進による安全保障環境の改善への貢献と調査研究・教育の質的向上を目的に、諸外国の国防大学・安全保障研究機関などとの研究交流・共同研究なども行っている。

防衛研究所は、12(平成24)年8月1日に創立60周年を迎える。この間、日本の安全保障研究において中心的な役割を担ってきた。今後も時代の要請に基づきながら、世界における安全保障研究の一拠点としての活動が各方面から期待されている。



防衛研究所

## 2 防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、防衛省の長として国の防衛に関する事務を分担管理し、自衛隊法の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副大臣と2人の防衛大臣政務官が防衛大臣を補佐する。また、防衛大臣への進言を行う防衛大臣補佐官や、防衛省の所掌事務に関する基本的な方針について審議する防衛会議が置かれている。さらに、防衛大臣を助け、省務を整理し、各部局および機関の事務を監督する防衛事務次官が置かれている。

なお、平成24年度には、防衛大臣をはじめとする政務三役の補佐体制に万全を期すため、防衛省に対外関係業務などを総括整理する「防衛審議官」<sup>2</sup>を新設することとしている。



森本防衛大臣着任行事(12(平成24)年6月)

<sup>2</sup> 防衛審議官は、近年の安全保障環境の変化にともない、政策官庁としての防衛省・自衛隊の業務、特に米国その他諸外国との対外関係業務の増大が著しい現状を踏まえ、防衛省内の各部局を横断する事務を高いレベルから総括整理し、米国その他諸外国の事務方のトップレベルの者と、省全体にまたがる重要政策について着実に交渉などを行っていく職として新設するものである。

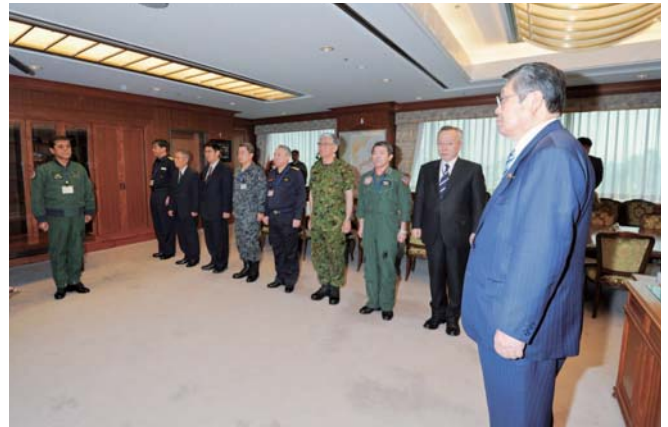
そのほか、防衛大臣を補佐する機関として、内部部局、統幕および陸・海・空幕が置かれている。内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当し、官房長および各局長はその所掌に応じて、防衛大臣が統幕長や陸・海・空幕長に対し行う指示・承認などについて補佐する。統幕は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関であり、統幕長は、自衛隊の運用に関して軍事専門的観点から防衛大臣の補佐を一元的に行う。また、陸・海・空幕は運用以外の各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関であり、陸・海・空幕長は、こうした隊務に関する最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。

参照 ▶ II部1章3節

### 3 地方における防衛行政の拠点

防衛省と地方との関係は、防災への対応や国民保護に関する取組、防衛施設の安定的な使用といった観点から重要である。このため防衛省は、07(平成19)年9月、地方における防衛行政全般についての拠点を担う地方防衛局を地方支分部局として設置している。

地方防衛局は、防衛省全体の事務を円滑かつ効果的に行うため、防衛省の施策や米軍再編に関連した地方説明、さらには防衛施設の整備にともなう各種の地元調整といった様々な業務(地方協力確保事務)を行って地方公共団体や地域住民の理解と協力を得ている。



BMD統合任務部隊指揮官より弾道ミサイル等破壊措置命令の態勢完了報告を受ける田中防衛大臣(当時)(12(平成24)年4月)



沖縄県宮古島に展開した空自高射部隊を視察する渡辺防衛副大臣

## 2 防衛省改革

### 1 改革の背景・経緯

防衛省改革は、国民の信頼を確保し、与えられた任務を適切に遂行することができる組織としていくことが本旨であり、これまで不祥事案の再発防止や、中央組織の改編を含む防衛省改革に取り組んできた。

近年、防衛省・自衛隊に対する国民からの信頼を揺るがす、様々な事案を生起させたことに対して、07(平成19)年に「防衛省改革会議」が官邸において数次にわたり開催さ

れ、08(同20)年に報告書がとりまとめられた。防衛省は、この報告書において示された基本的方向に従い、規則遵守の徹底や全体最適をめざした任務遂行優先型の業務運営の確立などに取り組むとともに、09(同21)年には防衛大臣を補佐する体制を強化し、文民統制の徹底を図るため、防衛会議の法律上の新設や、防衛大臣補佐官の新設などを行った。

参照 ▶ 資料64

## 2 新政権における防衛省改革の方針

09(同21)年9月の政権交代を踏まえ、防衛省改革については、国民から負託を受けた現政権の視点で見直す必要があるとの判断から、改めて議論し直すこととし、防衛大臣を含む政務三役主導のもと、新政権としての新たな防衛省改革を実現すべく、旧政権下の改革案を精査し、有識者との懇談会など検討を重ねた上で、10(同22)年6月、新政権として取り組むべき防衛省改革の方針を示す「防衛省改革に関する防衛大臣指示」(「検討の柱」)を策定した。

「検討の柱」の概要は、以下のとおりである。

新政権として防衛省改革を推進するにあたっては、不祥事案の再発防止の観点からは当然のこととし、それにとどまらず、シビリアン・コントロールの実効性を確保しつつ、防衛省を取り巻く環境に対応して防衛行政を効果的・効率的に推進するとの観点から改革を進めていく。

### ① 中央組織改革

シビリアン・コントロールは防衛政策の根幹であり、これを確保するためには、その主体であり政治家たる防衛大臣に対する、文官および自衛官各々の専門性を十分に生かした補佐体制が必須。このため、内部部局が省としての意見集約を図る一方で、防衛大臣が文官および自衛官各々の専門性を生かした組織的意見を聴くことができる仕組は妥当なものであると考える。このような観点から、運用部門や防衛力整備部門における内部部局および幕僚監部への一元化や文官と自衛官の混合化について再検討する。

一方、内部部局および幕僚監部という二元的組織構造に由来する不具合の是正のための検討を行う。運用部門においては、内部部局と統合幕僚監部の業務の重複を避け、文官と自衛官の協働を確保しつつ意思決定の迅速化を図るため、事態ごとのシミュレーションを行いながら、業務のあり方について検討する。また、防衛力整備部門においては、予算配分の硬直化を避け防衛力整備の効率化を図ることも視野に入れつつ、真に実効的な防衛力を構築するための業務のあり方について検討する。

### ② 取得改革

契約における公正性・透明性の確保に十分留意するとともに、それにとどまらず装備品の維持・整備分野における改革や防衛産業・技術基盤の確保なども含め、総合的に検討する。

### ③ 人材の確保・育成

優秀な隊員を確保するとともに、倫理マインドと幅広い視野を持ちつつ高い規律を保持した隊員を育成するための施策を検討する。

### ④ これまで実施してきた不祥事案の再発防止策の取扱い

防衛省改革会議の報告書に基づき実施してきた不祥事案の再発防止策については、引き続き実施することとするが、最近の防衛省・自衛隊における不祥事案も踏まえ、さらなる対策が必要か否かについて検討する。

参照 資料65

## 3 現在の検討状況

「検討の柱」に沿って防衛省改革を推進するため、10(同22)年8月、政務三役および防衛大臣補佐官のほか、内部部局や各幕僚監部をも含めた全省的な推進体制として「防衛省改革推進会議」を設置し、第1回会議を開催した。この会議において、「検討の柱」に基づき行っていく具体的な施策をとりまとめた。

(図表Ⅲ-4-1-3参照)

防衛省では、中央組織改革については事態対処シミュレーションの実施など、取得改革については「防衛生産・技術基盤研究会」の開催など、人材の確保・育成については看護師養成課程の4年制化に向けた準備などを行うとともに、空自第1補給処におけるオフィス家具等の調達にかかる談合事案の調査結果を踏まえた改善措置や秘密保全の徹底といった不祥事再発防止策を講じるなど、防衛省改革推進会議においてとりまとめられた具体的な施策に取り組んでいるところである。

さらに、「防衛力の実効性向上のための構造改革推進委員会」などが防衛省改革推進会議と密接に連携して、各々の検討を進めている。

図表 Ⅲ-4-1-3 「検討の柱」に基づく具体的検討項目

検討項目		検討内容(概要)
1 中央組織改革について(二元的組織構造に由来する不具合の是正)		
運用部門	①運用業務態勢の検討	○意思決定から事態対処にわたる大臣補佐の在り方についてシミュレーションにより検証
防衛力整備部門	②実効的な防衛力整備業務の在り方	○現在の安全保障環境に対応した防衛力を効果的に整備し、適切な予算配分及びその執行に資するため、防衛力整備にかかる諸計画体系を見直し
意思統一の迅速化・効率化	③運用業務態勢の検討	【再掲】(1-①)
UC一体性の醸成	④UC協働の在り方の検討	○内局・各幕のみならず他省庁等におけるUCの勤務実態を十分に調査し、それを共通の認識として、今後のUC協働のための方策を検討(内局勤務自衛官の定員化に関する議論を含む)
	⑤人事交流及び研修内容の充実の検討	○UCの一体性と相互理解を促進するため、若い時期における人事交流や研修内容について検討
	⑥国際協力活動に随伴する内局連絡調整要員等の派遣	○内局から連絡調整要員等の派遣の必要がある場合には積極的に実施。所要の要員の定員化等の措置を講ずる
2 取得改革について		
	①契約における公正性・透明性の確保	○空自第1補給処における談合事案も踏まえ、契約におけるより一層の透明性・公正性を担保する施策を検討
	②装備品の維持・整備分野における改革	○限られた資源の中で最大の能力を発揮できる調達・維持・整備の手法の実現に向けた施策を検討
	③防衛産業・技術基盤の確保	○「選択と集中」の考え方にに基づき、重点を置いて維持・育成すべき防衛生産・技術分野を明確化し、その活性化のための施策を検討
3 人材の確保・育成について		
	①新たな人事評価システムの検討	○個々の隊員の能力及び実績を適切に把握・評価し、それに基づく適材適所の人事配置、適切な給与処遇及び人材育成の更なる徹底を図る必要から、人事管理の基礎となるツールとしての機能を適切に果たし得る新たな人事評価システムを構築するための検討
	②幹部の年齢構成の見直し、上級曹長階級の創設、(幹部と曹士の)別建て俸給表等	○自衛隊の精強性を確保するため、幹部の年齢構成を見直し、高齢での登用を廃止し若い幹部の登用を拡大する一方、早期退職が可能な枠組みについて検討 ○曹士の勤務意欲を向上させるため、曹士の目標となる階級として「上級曹長」を創設するとともに、昇任インセンティブの動きやすい俸給表を幹部とは別建てで構築することについて検討
	③教育に関する統一のとれた基本的な方針の策定	○自衛隊法に規定する服務の本旨や「自衛官の心がまえ」を踏まえた隊員教育に関する基本的な「指針」に係る大臣通達を発出するとともに、通達内容を補足する通知文書を発出
	④最近の不祥事案を踏まえた教育内容の見直し	○最近の不祥事案の再発防止対策のため、これまでの大小の不祥事案に対する教訓・反省も踏まえ、教育上の根本的要因を明らかにするための検証を行い、教育上の要因を分析・細部分類した後に、各々の要因を排除することを可能とする教育内容を検討
	⑤人事管理(事務官)の在り方の検討	○幅広い視野を持つ優秀な隊員を育成するとともに、中央と地方との間の人事異動の適正化を図る観点から、事務系職員の人事管理の在り方を検討
	⑥人事交流及び研修内容の充実の検討	【再掲】(1-⑤)
	⑦防衛政策の立案機能の強化に資するための人材確保及び配置	○特に業務量の増大の著しい、地元との調整を含む在日米軍再編関連業務等、日米同盟の一層の強化に資する業務、アジア地域における防衛交流・安全保障協力の推進に資する業務及び国際平和協力活動、海賊対処行動等自衛隊の国際活動に資する業務について、これらの政策の立案の幹となる定員の優先的確保及び補職等
	⑧国防組織等に関する研究に従事する国内研究者との意見交換及び人脈構築	○様々な側面から防衛政策を論ずる研究者が一堂に会する場など、国防組織を含む安全保障に関する研究に従事する国内研究者と積極的に意見交換し得る機会を設けるとともに、長期的につながりうる人脈を構築
	⑨国防組織等に関する研究に従事する外国人研究者等との意見交換及び人脈構築	○国防組織を含む安全保障に関する研究に従事する外国人研究者等と積極的に意見交換し得る機会を設けるとともに、長期的につながりうる人脈を構築
	⑩看護師養成課程の4年制化	○任務を適切に遂行しうる資質の高い看護師の確保及び育成を図る観点から、看護師養成課程の4年制化の実現に向けた検討
	⑪医官等教育の強化	○医官等教育の充実強化策(国際貢献等の実務経験のある医官が一定期間防衛医大で教育を実施する体制の整備、総合診療及び救急診療の教育体制の充実強化等)について検討
4 これまで実施してきた不祥事再発防止策の取扱いについて		
	①最近の不祥事案を踏まえた教育内容の見直し	【再掲】(3-④)
	②「秘密保全に関する訓令」等の情報保全に関する規則の徹底的周知	○隊員一人一人に対し秘密保全訓令等の規則類を理解・習熟させるための教育を継続的に実施するとともに、より効果的に啓発を行う場を整備
	③情報保全隊の育成・強化	○情報保全機能の強化を図るため、「自衛隊情報保全隊」(21年8月新編)を必要に応じ増員
	④秘密指定の厳格化、「秘密指定等適正管理審査会」における厳格な審査の実施	○秘の指定者が秘密指定を厳格に行うとともに、秘の指定理由、指定条件の妥当性等について、定期的に部内の専門家が審査・確認を行う体制を構築
	⑤情報保全におけるプロ意識の確立	○保全教育の充実を図り、保全意識の高い人材を育成するため、「保全教育の実施に関する指針」等に基づき適切な教育がなされているかを定期的に確認
	⑥カウンターインテリジェンス対策の強化	○カウンターインテリジェンスに関する情報を効率的に収集・共有するため、防衛省カウンターインテリジェンス委員会(21年3月設置)を継続的に開催するとともに、内閣官房のカウンターインテリジェンス・センターとも密接に連携を行いつつ、情報保全機能を強化
	⑦情報セキュリティ対策の強化	○ITの重要性が増す中で、情報セキュリティ対策をより一層強化するため、情報保証訓令に基づく遵守状況を確認するとともに、専門要員の養成を実施
	⑧契約における公正性・透明性の確保	【再掲】(2-①)
	⑨航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の事務用品談合事案の解明・再発防止策	○空自第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査結果及びオフィス家具以外の調達の状況に関する調査結果等を踏まえ、再発防止策を検討

### 3 防衛省・自衛隊の職員の募集・採用

防衛省・自衛隊が各種任務を遂行するためには、質の高い人材を確保することが必須の条件であり、様々な制度を設けて職員の募集・採用を行っている<sup>1</sup>。

参照 資料66

こととされており、防衛省は、そのための経費を地方公共団体に配分している。今後、少子化などにより、募集環境はますます厳しくなることが予想されることから、地域に密着した地方公共団体による募集協力が不可欠である。

#### 1 募集

わが国の防衛という自衛隊の任務の特性上、自衛隊に興味を持つ者、または自衛官になりたいと思う者に対し、国の防衛の担い手という役割、業務や訓練、特殊な生活環境(営内生活等)などを詳細に説明した上で、確固とした入隊意思を持つ優秀な人材を、広く全国から募る必要がある。このため、防衛省・自衛隊は、全国50か所(北海道に4か所、各都府県に1か所)に自衛隊地方協力本部を置き、陸・海・空自で部隊勤務経験のある自衛官を広報官として配置し、志願者個々のニーズに対応するとともに、職場としての自衛隊に対する学校関係者の理解と、募集相談員などの協力を得ながら、より質の高い隊員を確保するための募集活動を行っている。

また、地方公共団体は、自衛官の募集事務の一部を行う

#### 2 採用

##### (1) 自衛官

自衛官は、志願制度(個人の自由意志に基づく入隊)のもと、様々な区分に応じて募集される。採用直後から自衛官の身分を付与されるのは、幹部候補生、一般曹候補生<sup>2</sup>などであり、入隊直後の教育期間中は自衛官としての身分を持たず教育訓練に専念し、教育修了後に自衛官として任官するのは、自衛官候補生<sup>3</sup>、防衛大学校学生、高等工科学校生徒<sup>4</sup>などである。このうち、高等工科学校生徒は、高機能化・システム化された装備品を駆使・運用するとともに、国際社会において自信をもって対応できる自衛官となる者を養成するために、中学校卒業予定者を対象に採用する制度である。

自衛官は、その職務の特殊性のため、一般の公務員とは



陸・海・空自衛官候補生募集案内



海自横須賀教育隊において行われた自衛官候補生の入隊式

1 自衛官の募集については<<http://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>>参照  
採用情報については<<http://www.mod.go.jp/j/saiyou/index.html>>参照

2 最初から定年制の「曹」に昇進する前提で採用される「士」のこと。18歳以上27歳未満(一般曹候補生については24歳未満)の者を曹候補者である自衛官に採用する制度として、平成18年度までに「一般曹候補生」および「曹候補士」の二つの制度を設けていたが、一般曹候補生制度の長所である曹候補者としての自覚の醸成という視点をいかしながら、曹候補士制度の長所である個人の能力に応じた昇任管理を採用入れた新たな任用制度として、両制度を整理・一本化し、平成19年度の募集から「一般曹候補生」として採用している。

3 自衛官として任官する前に、必要な使命感、責任感、団結心、規律心、法令遵守精神などの心構えを十分にかん養する教育を行うため、「自衛官候補生」として採用し、当該教育を修了した後、2等陸・海・空士である自衛官に任用する、10(平成22)年7月より施行された制度である。

4 平成23年度の採用から、従来的一般試験に加えて、中学校校長などの推薦を受けた者の中から、高等工科学校生徒として相応しい者を選抜する推薦試験制度を導入した。細部は<<http://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/recruit/10.html>>参照



異なる<sup>5</sup>人事管理を行っている。その中でも、一般の公務員と比べて大きく異なる点は、自衛隊の精強さを保つため、「若年定年制」と、2年または3年という期間を区切って採用する「任期制」という制度をとっている点である。採用後、各自衛隊に入隊した自衛官は、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育を受け、その間において一人ひとりの希望や適性などに応じた職種が決定され、その後全国の部隊などへ赴任する。

参照 資料67～70

## (2) 即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補

有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要量を早急に満たさなければならない。この所要量を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では即応予備自衛官、予備自衛官および予備自衛官補<sup>6</sup>の三つの制度を設けている<sup>7</sup>。

参照 資料71

### ア 即応予備自衛官制度

陸上自衛隊に導入されている即応予備自衛官は、防衛力の基本的な枠組の一部として、防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令、災害等招集命令を受けて自衛官となり、あらかじめ指定された第一線部隊の一員として、現職自衛官とともに任務に就くこととなっている。

即応予備自衛官は、退職した自衛官の志願に基づき選考により採用され、平素は社会人として各々の職業に従事しつつ、必要とされる練度を維持するため、指定された部隊で年間30日の訓練招集に参加している。

### イ 予備自衛官制度

予備自衛官は、防衛招集命令、国民保護等招集命令、災害招集命令を受けて自衛官となり、後方支援、基地警備などの要員として任務に就くこととなっている。

予備自衛官は、退職した自衛官の志願に基づき選考により採用される場合と、予備自衛官補としての教育訓練のすべてを修了した後に任用される場合があり、平素は社会人として各々の職業に従事しつつ、現在は年間5日間の訓練

招集に参加して、練度の維持に努めている。

### ウ 予備自衛官補制度

自衛官未経験者を対象とする予備自衛官補制度は、防衛基盤の育成・拡大を図り、予備自衛官を安定的に確保し、医療、語学などにおける民間の優れた専門技術を有効活用することを目的として制度化されたものである。この制度には、一般と技能の二つの採用区分があり、技能の採用区分では、医療従事者、語学、情報処理などの技能資格者を採用している。

予備自衛官補は、自衛官として勤務するために必要な教育や訓練を修了した後、予備自衛官として任用されるが、近年では、医療従事者の資格で採用された予備自衛官補が予備自衛官に任用後、医官として統合防災訓練に参加したり、語学の資格により採用された予備自衛官補が予備自衛官に任用後、通訳として日米共同方面隊指揮所演習に参加するなど、各分野で活躍している。

### エ 雇用企業の協力

予備自衛官などは、平素はそれぞれの職業などに就いているため、必要な技能のレベルを維持するには仕事のスケジュールを調整し、もしくは休暇などを利用して、訓練招集や教育訓練招集に応じる必要がある。したがって、これらの制度を円滑に運用するためには、予備自衛官などを雇用する企業の理解と協力が不可欠である。特に、即応予備



医療従事者としての技能を有した予備自衛官補が教育訓練招集において負傷者の手当などの訓練を行っている様子

5 自衛隊員は、自衛隊法に定められた防衛出動などの任務にあたる必要があることから、国家公務員法第2条で特別職の国家公務員と位置づけられ、一般職公務員とは独立した人事管理が行われている。

6 <<http://www.mod.go.jp/j/saiyou/yobiji/index.html>>参照

7 諸外国でも、予備役制度を設けている。



## コラム

VOICE

解説

Q&A

# 予備自衛官の声 — 予備自衛官と社会人 —

(予備自衛官補(一般)出身) 予備陸士長 かわの ようこ 河野 容子

自分が予備自衛官である事を周囲に告げると、身近に接している人の中に「自衛官」がいるという驚きと、女性であるという珍しさと、自衛隊という未知の世界への興味で、質問攻めにあいます。

予備自衛官は、一般にはまだあまりよく知られていないようですが、私の周囲の人達は、民間人として一緒に仕事や生活をしている者の活動として、身近に興味を持って受け入れてくれているように感じます。

私達は一般社会と接している時間が多い分、周りから質問される機会も多く、また一般の目からは常備自衛官と区別なく「自衛官」という大きな括りで見られたりもします。

そのため、恥ずかしくない行動を心がけ、また自衛隊と民間の間に立つ者として、一般の人に少しでも理解と関心を持ってもらえればと、最低限の自衛隊、防衛に関する知識などは日頃から勉強しておくように努めております。

また突然の招集にも対応出来るよう、体力維持と体調管理は義務と認識し、日々過ごしております。

常に予備自衛官としての自覚と責任を忘れず、今後も行動していきたいと思っております。



インテリア用品を取り扱う職場で勤務する筆者

自衛官については、年間30日の訓練が必要なため、雇用企業に対して休暇取得に対する配慮など、必要な協力を求めることになる。

このため防衛省は、即応予備自衛官が安心して訓練に参加できるよう、訓練参加などのために必要な措置を行っている雇用企業などに対し、その企業が負うことになる負担を考慮し、「即応予備自衛官雇用企業給付金」を支給している。

### (3) 事務官、技官、教官など

防衛省・自衛隊には、自衛官のほか、約2万2,000名の事務官、技官、教官などが隊員として勤務している。これ

らの隊員は、主に国家公務員採用I種、防衛省職員採用I種、II種、III種試験の合格者から採用され、I・II種採用者は共通の研修を受けたうえで、様々な分野で業務を行っている<sup>8</sup>。

事務官は、内部部局での防衛全般に関する各種政策の企画・立案、情報本部での分析・研究、全国各地の部隊や地方防衛局での行政事務(予算、渉外、基地対策など)に従事している。

技官は、各種の防衛施設(司令部庁舎、滑走路、弾薬庫など)の建設工事、戦闘機や艦艇に代表される様々な装備の研究開発、効率的な調達追求などで重要な役割を果たしている。

<sup>8</sup> 防衛省では、平成23年度までは、人事院が行う国家公務員採用試験とは別に、防衛省職員採用I・II・III種試験を行っていたが、平成24年度から新試験制度が導入されることにともない、防衛省職員採用I・II・III種試験を廃止し、人事院が行う国家公務員採用総合職試験および国家公務員採用一般職試験の合格者から採用を行うこととしている。  
なお、防衛省職員採用II種試験で行っていた試験区分「語学」および「国際関係」については、引き続き、防衛省が行う防衛省専門職員採用試験の合格者から採用を行うこととしている。

教官は、防衛研究所や防衛大学校、防衛医科大学校などで、防衛に関する高度な研究や隊員への質の高い教育を行っている。

技官および教官で、12(同24)年3月末において、博士号を取得している者は661名である。

なお、これらの事務官などが中心となって職務に従事している防衛省の各機関においても、自衛官としての知識が必要な部門では、事務官などとともに陸・海・空自衛官が各種業務に従事している。

## 4 日々の教育訓練

自衛隊においては、わが国の防衛をはじめとする各種任務を遂行するため、指揮官をはじめとする各隊員の高い知識・技能や部隊の高い技量の維持が必要である。これは、各種事態における自衛隊の迅速・的確な対処を可能とすると同時に、わが国への侵略を意図する国に対し、それを思いとどまらせる抑止力としての機能を果たしている。

教育訓練は、このような人的な面で自衛隊の任務遂行能力を強化するためにきわめて重要である。このため、自衛隊は種々の制約の中、事故防止などの安全確保に細心の注意を払いつつ、隊員の教育や部隊の訓練などを行い、精強な隊員や部隊を作り上げることに努めている<sup>1</sup>。

育を行い、必要な資質を養うと同時に、知識・技能を修得させている。

たとえば、航空機の操縦士や航空管制官などの養成には長い期間にわたる教育を要するうえ、これらの教育には特殊な技能を持つ教官、装備品や教育施設を整備する必要もある。このように、教育は、防衛省・自衛隊として非常に大きな人的・時間的・経済的努力が必要である。また、専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、自衛隊内で修得するのが困難な場合などには、海外留学を含め、部外教育機関<sup>2</sup>、国内企業、研究所などに教育を委託している。

参照 資料72

### 1 自衛官の教育

#### (1) 教育の現状

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行に不可欠である。このため、自衛隊の学校や教育部隊などで、階級や職務に応じて段階的かつ体系的な教

#### (2) 統合教育

統合運用体制をより充実させるためには、統合運用に関する知識・技能が不可欠であり、統合教育はきわめて重要



空自第1術科学校(浜松基地)で実機を使い航空機整備の教育を受ける空自隊員



フランス国防大学指揮幕僚課程に1年間留学し、他国軍人とともに教育を受ける空自隊員

- 1 自衛隊の教育訓練の細部については、各自衛隊のホームページに掲載  
陸上自衛隊<<http://www.mod.go.jp/gsdf/>>、海上自衛隊<<http://www.mod.go.jp/msdf/>>、  
航空自衛隊<<http://www.mod.go.jp/asdf/>>
- 2 平成24年度の部外教育機関は、国内では東京工業大学、早稲田大学、海外では米国国防大学、ハーバード大学など

である。そこで自衛隊は、各自衛隊の幹部学校<sup>3</sup>などにおける統合教育を充実<sup>4</sup>させたほか、上級部隊指揮官または上級幕僚となる幹部自衛官が統合教育を受ける統合幕僚学校<sup>5</sup>を主体とする統合教育体系を形成している。

## 2 自衛隊の訓練

### (1) 各自衛隊の訓練

各自衛隊の部隊などで行う訓練は、隊員それぞれの職務に必要な技量の向上を目的とした隊員個々の訓練と、部隊の組織的な行動の練成を目的とした部隊の訓練とに大別される。隊員個々の訓練は、職種などの専門性や隊員の能力に応じて個別的、段階的に行われる。部隊の訓練は、小部隊から大部隊へと訓練を積み重ねながら、部隊間での連携などの大規模な総合訓練も行っている。

参照▶資料73

また、このようなわが国の防衛のための訓練に加え、国際平和協力活動や大規模災害への対応など、近年の自衛隊の任務の多様化に対応した訓練の充実にも努めている。

### (2) 統合訓練

各種事態の推移に応じて、各自衛隊が一体となって有機的に対処するため、各種統合訓練を行い、より一層の統合



護衛艦から12.7mm重機関銃で射撃訓練を行う海自隊員

運用の強化を図っている。また、統合運用および各種事態への対応の強化を図るため、各自衛隊の能力を維持向上させるとともに、自衛隊の統合運用および各自衛隊による二国間、多国間の共同訓練の拡大を図っている<sup>6</sup>。

### (3) 訓練の制約と対応

自衛隊の訓練は、可能な限り実戦に近い環境において行うよう努めている。そのため様々な施設・設備<sup>7</sup>を有しているが、制約も多い。特に、訓練を行う演習場や空域・海域、射場などが、必ずしも十分な広さとはいえないこと、地域的に偏っていること、使用できる時期や時間に制限が



偵察活動の訓練を行う陸自隊員



航空機火災の消火訓練を行う空自隊員

3 各自衛隊の幹部自衛官などに対する、安全保障や防衛戦略などの教育を行う各自衛隊の機関

4 各自衛隊の幹部学校では、統合教育の必要性を明確にして教育内容を見直したほか、統幕学校との連携を強化するなど効果的な統合教育の実現を図った。

5 統幕に附置される学校で、幹部自衛官に対し統合運用に関する教育を行っている。

6 わが国への直接の脅威を防止・排除するための演習である自衛隊統合演習、日米共同統合演習、弾道ミサイル対処訓練などのほか、国際平和協力活動などを想定した国際平和協力演習、捕虜などの取扱いについて演練する統合国際人道業務訓練などがある。

7 たとえば、陸自では、連隊・師団レベルの指揮・幕僚活動を演練するための指揮所訓練センター、中隊レベルなどの訓練を行うための富士訓練センターや市街地訓練場などである。

あるといった制約<sup>8</sup>は、装備の近代化などにともない、訓練にますます大きな影響を及ぼす傾向にある。また、実戦的な訓練の一つとして実施する電子戦<sup>9</sup>環境下での訓練についても、電波干渉の防止の観点から制約がある。

こうした制約に対応するため、各自衛隊は限られた国内演習場などを最大限に活用しているほか、国内では得られない訓練環境を確保できる米国およびその周辺海空域において実射訓練や日米共同訓練を行い、より実戦的な訓練を行うよう努めている。

参照 資料74

### 3 安全管理への取組と課題

#### (1)安全管理

自衛隊の任務がわが国の防衛であることなどから、訓練や行動に危険がともなうことは避けられない。しかし、国民の生命や財産に被害を与えたり、隊員の生命を失うことなどにつながる各種の事故は、絶対に避けなければならない。

## 5 人的基盤の充実に向けた施策など

昨今の少子化・高学歴化の進行や自衛隊の任務の多様化などに的確に対応していくためには、防衛力の能力発揮の基盤である人的資源を効果的に活用していく必要がある。そのため、防衛省・自衛隊は、質の高い人材を確保・育成していくための様々な取組を行っている。

### 1 人的基盤に関する改革など

防衛省では、人的基盤の重要性を認識し、新しい時代に向けて様々な施策を推進してきている。

安全管理は、不断の見直し、改善が不可欠であり、防衛省・自衛隊が一丸となって取り組むべき重要な課題である。防衛省・自衛隊では、今後も平素からの艦艇・航空機の運航や射撃訓練時など日頃の訓練の際にも安全確保に最大限留意するとともに、海難防止や救難のための装備、航空保安無線施設の整備なども進めていくこととしている。

また、08(平成20)年2月に生じた護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故<sup>10</sup>から得た教訓を踏まえ、国民の生命・財産を守るべき自衛隊が、二度と同様の事故を起こすことのないよう再発防止<sup>10</sup>に努めている。

#### (2)F-15機外タンク落下事故に関する取組

11(同23)年10月7日、小松基地周辺においてF-15機外タンク落下事故が生じた。防衛省としては、事故原因を調査し、その結果の概要を公表するとともに、更なる安全管理の徹底に努めているところである。

(図表Ⅲ-4-1-4参照)

一方、自衛隊の人的構成については、07大綱以来、部隊などの改編や人員の削減を進めてきた中、任務の多様化・国際化、装備の高度化などへの対応のため、その重点を熟練・専門性にシフトさせてきたこと、定年退職者数の減少などによる退職者数の減少および予算上の観点から充足の限度として設定されている人員数(実員)が総人件費改革により減少したことにより、自衛官の新規採用数が減少するとともに、曹への昇任者数につき職務や育成の観点から一定の水準を確保した結果、士が減少してきている。

8 たとえば、戦車、対戦車ヘリコプター、ミサイル、長射程の火砲、地对空誘導弾(改良ホークやペトリオット)、地对艦誘導弾、魚雷などの射撃・発射訓練については、国内の射場が限られていたり、射程が長い国内では射撃ができないものがある。また、広大な訓練場を要する大部隊の演習、比較的浅い海域で行う掃海訓練や潜水艦救難訓練、早朝や夜間の飛行訓練などにも、様々な制約がある。

9 敵の電磁波を探知し、これを逆用し、あるいはその使用効果を低下させ、または無効にするとともに、味方の電磁波の利用を確保する活動のこと

10 09(平成21)年5月、海上幕僚副長を委員長とする海自艦船事故調査委員会がとりまとめた再発防止策は次のとおりである。

- ① 見張りおよび報告・通報態勢の強化
- ② 運航安全にかかるチームワークの強化
- ③ 運航関係者の能力向上による運航態勢の強化
- ④ 隊司令による指導の徹底

そのほか、自動操舵装置の使用に関する措置要領の策定、簡易型艦橋音響等記録装置などの整備、報告・通報の適正化といった再発防止策を継続している。

図表 Ⅲ-4-1-4 主な人事施策

項目	防衛省・自衛隊の施策	関連する政府の動きなど
公務員制度改革に関連した検討	○能力・実績主義、内閣による幹部人事の一元管理および再就職等規制につき、一般職に準じた措置を自衛隊員に適用することなどを含む、国家公務員法等一部改正法案を国会へ提出	公務員制度改革基本法(08(平成20年)(注1)) 国家公務員法等の一部を改正する法律案(11(同23)年6月、国会へ提出)(注2)
男女共同参画の取組	○01(平成13)年、防衛庁副長官(当時)を本部長とする「防衛庁男女共同参画推進本部」を設置し、これまでに各種の施策を実施 ○06(平成18)年、同本部において「防衛庁における男女共同参画に係る基本計画」を策定するなど、女性職員の採用・登用の拡大、職業生活と家庭生活の両立支援、女性職員の配置状況などに留意した施設の整備や艦船などの設備の整備などを推進 ○11(同23)年3月、「防衛省における男女共同参画に係る基本計画(平成23年～平成27年度)」を策定し、女性職員の採用・登用の拡大、職業生活と家庭生活の両立支援、男性職員、女性職員ともに働きやすい勤務環境の整備などを推進	男女共同参画社会基本法(99(平成11)年)(注3)
次世代育成支援対策の推進	○04(平成16)年「防衛庁次世代育成支援対策推進委員会」を設置 ○05(平成17)年「防衛庁特定事業主行動計画」を策定(特に、男性職員の育児休業や特別休暇の取得促進および庁舎内の託児施設の設置などへの取組) ○10(平成22)年「防衛省特定事業主行動計画(平成22年度～平成26年度)」を策定(特に、男性職員の育児休業や特別休暇の取得促進などへの取組)	次世代育成支援対策推進法(03(平成15)年)(注4)
メンタルヘルスにかかわる取組	○03(平成15)年、「防衛庁自殺事故防止対策本部」を設置し、自殺防止施策の検討、自殺予防参考資料の各駐屯地などへの配布などを実施 ○カウンセリング態勢の充実や教育用ビデオの作成・普及を通じた、隊員の意識の啓発 ○メンタルヘルスに関連した課題として、心的外傷後ストレス障害(PTSD: Post-Traumatic Stress Disorder)、惨事ストレスに関する取組を検討 ○東日本大震災に伴う災害派遣隊員等のケア推進体制の強化のため「メンタルヘルス企画官」を新設	
准尉や曹の自衛官の活性化の取組	○陸上・海上・航空自衛隊では、曹士自衛官に対する服務指導などに関する新たな役割を准尉や曹の自衛官に付与。たとえば、海自においては03(平成15)年4月から先任伍長制度を、空自においては08(平成20)年4月から准曹士先任制度を導入しているほか、陸自においても同年から上級曹長制度の試行を開始	
防衛力の人的側面(マンパワー)についての抜本的改革	○06(平成18)年9月、防衛庁長官(当時)を委員長とする「防衛力の人的側面についての抜本的改革に関する検討会」を開催し、07(平成19)年6月に「募集に関する事項」、「在職期間中における事項」、「援護・退職後の措置に関する事項」および「その他の事項」についての報告書を作成(注5) ○10(平成22)年1月、防衛副大臣を委員長とする「防衛力の人的側面についての総合的施策検討・実施委員会」を設置	

(注1) <[http://www.gyokaku.go.jp/siryoku/koumuin/080613kihonhou\\_honbun.pdf](http://www.gyokaku.go.jp/siryoku/koumuin/080613kihonhou_honbun.pdf)> 参照

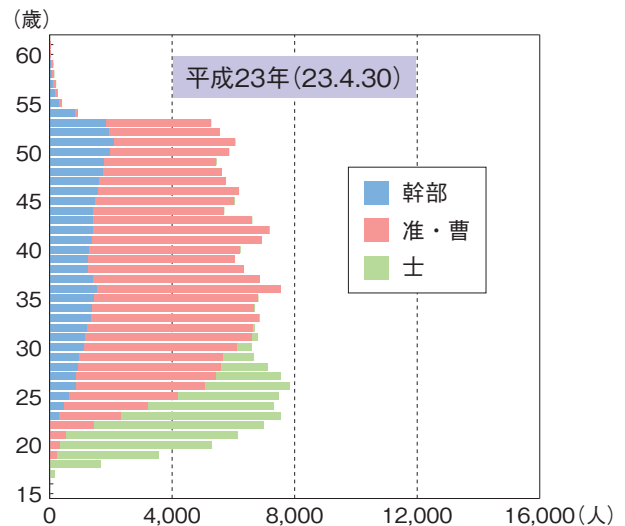
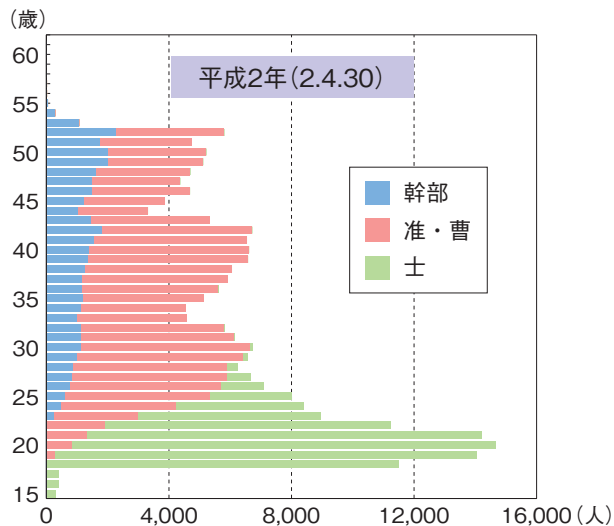
(注2) <<http://www.gyokaku.go.jp/koumuin/dai4/index.html>> 参照

(注3) <<http://www.gender.go.jp/9906kihonhou.html>> 参照

(注4) <<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/suisin.html>> 参照  
上記表において、「防衛庁」と記載したものは当時

(注5) 07(平成19)年1月、防衛副大臣を委員長とする「防衛力の人的側面についての抜本的施策検討・実施委員会」を設置して、報告書の着実な実施を図った。

図表 Ⅲ-4-1-5 自衛官の階級・年齢構成



士には若年者が多いことから、その減少により結果として自衛隊全体としての年齢構成が高齢化してきており(全自衛官の平均年齢は、90(平成2)年には31.8歳であったが、11(同23)年には35.6歳となっている。)、年齢という観点から、自衛隊の精強性についての再評価が必要な状況となっていた。(図表Ⅲ-4-1-5参照)

22大綱および23中期防においては、このような状況を踏まえ、人件費の抑制・効率化とともに、若年化による精強性の向上などを推進し、人件費の比率が高く、自衛隊の活動経費を圧迫している防衛予算の構造の改善を図るべく、人事制度の抜本的な見直しを行うこととしている。

防衛省では、22大綱および23中期防に示された方向性に従い、自衛隊の人的基盤について総合的な施策の検討および実施を図るべく、10(同22)年12月、防衛副大臣を長とする「人的基盤に関する改革委員会」を設置した。現在、防衛力の人的側面に関する従来の検討<sup>1</sup>を発展させ、自衛官の階級別定数などを管理し、「士」の増勢など各自衛隊の特性に応じた階級・年齢構成の見直し、早期退職制度、新たな任用制度、幹部・准曹・士の各階層の活性化のための施策および募集・再就職援護に関する諸施策などについての検討を進めているところであり、その概要は次のとおりである。

### (1) 階級・年齢構成の見直し

自衛隊全体としての年齢構成が高齢化してきている状況を踏まえ、11(同22)年度以降、幹部および准・曹にかかる昇任を抑制し、22大綱期間中に、幹部および准曹を合計9千人程度減らし、士の増勢を図りつつ現員面での階級・年齢構成の適正化を図ることとしている。また、階級別に定員などを管理する規則を試作するとともに、人事管理の運用要領についての検討を行っている。

### (2) 早期退職制度

早期退職制度とは、自衛官について定年年齢よりも早期に退職させる制度であり、人事管理の適正化や年齢構成の改善を通じて自衛隊の精強性の向上に寄与するものとして、再就職援護などの施策とあわせて検討を進めることとしている。現在、総務省による希望退職制度の導入検討を踏まえ、必要な優遇施策や運用方法について検討を行っている。

### (3) 新たな任用制度(後方任用制度)

新たな任用制度とは、第一線部隊などに若年隊員を優先的に充当し、その他の職務について最適化された給与などの処遇を適用する制度(後方任用制度)であり、現在、制度

<sup>1</sup> 06(平成18)年9月に、安全保障環境および自衛隊の役割の変化、少子化・高学歴化をはじめとする社会構造の変化などを踏まえ、防衛力の人的側面については幅広く検討すべく、防衛庁長官(当時)を委員長とする「防衛力の人的側面についての抜本的改革に関する検討会」を開催、07(同19)年6月には検討結果をとりまとめ、報告書を作成した。報告書については<<http://www.mod.go.jp/j/approach/others/jinji/index.html>>参照

を適用する具体的な業務の絞り込みや適切な制度の型について検討を行っている。

#### (4) 幹部・准曹・士の各階層の活性化のための施策

06(同18)年から防衛力の人的側面の抜本的改革の一環として検討されていた幹部・准曹・士の各階層の活性化を図るための施策について、引き続き検討を進めている。

#### (5) 募集・再就職援護に関する諸施策

厳しい募集環境などに対応した募集・再就職援護体制を整備する必要があるとの問題意識のもと、自衛官などの募集業務や再就職援護業務などを行っている全国の地方協力本部(50か所)について、その任務・役割などの整理を行っており、今後、体制の適正化を図っていく予定である。

参照 ▶ Ⅱ部3章2節

## 2 防衛大学校改革

### (1) 改革の背景と経緯

防衛大学校は、幹部自衛官となるべき者の育成を図り、その卒業生は陸・海・空各幹部候補生学校を経て、自衛隊幹部の中核となって各地で活躍している。しかしながら、少子化に伴う18歳人口の急激な減少など、募集環境はますます厳しくなることが予想されることから、いかにして質の高い学生を確保し続け、優秀な幹部自衛官を育てていくかが、きわめて重要な課題となっている。このため、10(同22)年9月、防衛大臣指示により「防衛大学校改革に関する検討委員会」を設置して必要な検討を行い、11(同23)年6月に報告を防衛大臣に提出し、以後、同報告に示され



防衛大学校入校式において巡閲する下条防衛大臣政務官

た改革の方向性に沿って、改革を進めていくこととされた。

### (2) 改革の方向性の主なポイント

#### ア 新たな防衛大学校の役割

- ① 「知」「徳」「体」のバランスの良い発展を目指す教育、「廉恥・真勇・礼節」の学生綱領の実践は不変
- ② 幅広い任務をグローバルな環境下で遂行するのに不可欠な柔軟な思考力・知的基盤のかん養
- ③ 公開講座や講演、出版などを通じた安全保障に関する知識の社会的発信
- ④ 防衛大学校が地域の誇りとして認識され、その理解のもと、高等教育機関・研究機関としての役割を果たしていくための地域社会との連携

#### イ 教育理念の明示

- ① わが国の平和と独立を守り、国際社会の安定に寄与する自衛隊のリーダーを養成する。
- ② 「真の紳士淑女にして、真の武人」というように、リーダーに相応しい豊かな人間性のかん養する。「廉恥・真勇・礼節」の学生綱領をその中軸とする。
- ③ 伸展性のある「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた基盤的素養を養う。広い視野と科学的思考力を特に重視する。
- ④ 国際社会の中での日本の防衛力を担う強い志と使命感を確立し、幹部自衛官として必要な基本的識能を身につける。

#### ウ 人材確保のための施策

- ① 入試制度改革
  - 新方式による総合選抜入試を平成24年度試験から導入し、「知」のみならず「徳」「体」に優れた実績、入校意思、自衛官への任官意欲も重視した選抜を行う。
  - 現行一般入試に加え、3月に行う新型一般入試を平成24年度試験から導入し、より多くの受験生に受験機会を提供する。
- ② 多様な人材の確保
  - 理工系の高い水準の教育を実施している高等専門学校卒業生を、一般の大学で行われているように一般





防衛医科大学校入校式において訓示する神風防衛大臣政務官

教育に関しては理系の3学年相当程度に編入させる施策を、早ければ平成25年度の導入を目指し検討する。

## エ 教育訓練、研究の充実

基盤教育を充実させるため、基礎学力と基礎体力の指導を強化するほか、資質人格教育を充実させる。また、防衛・安全保障に関する教育研究の中心拠点としての成果を発信する。さらに教育内容をグローバル化、国際化に対応させ、外国語教育を強化するほか、外国士官学校との交流を強化する。女子学生に配慮した訓練管理の実施など、訓練の充実・改善を図る。

## オ 防衛大学校の運営、態勢などの改革

防衛大学校の教務・訓練などの部内を横断する機能を強化するほか、教授などの任期付採用や客員教授の任用拡大を行う。また、学位審査手数料を学生の負担とするなどの施策を行う。

## 3 隊員の処遇の充実

自衛隊が対応すべき事態は、昼夜の別なく起こるものである。特に自衛官の職務は、各種の作戦を行うための航空機への搭乗、長期間にわたる艦艇や潜水艦での勤務、落下傘での降下など厳しい側面がある。このため、防衛省・自衛隊は、隊員が誇りを持ち、安心して職務に専念できるよう、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当の支給、医療や

福利厚生などの充実を図っている。また、東日本大震災での災害派遣については、従来の災害派遣活動などよりも厳しい状況での活動であったことから、22大綱にもあるように、過酷または危険な任務の遂行に対し適切な処遇が確保されるよう、災害派遣等手当などの支給額の大幅な増額や支給範囲の拡大などの充実を図った。

## 4 女性自衛官の一層の活用など

防衛省・自衛隊は、男性のみならず、女性にも広く門戸を開放し、任務を遂行している。女性自衛官については、母性の保護、プライバシーの確保などの制約により、一部の配置には制限があるものの、様々な業務を行っており、各幕僚監部や司令部などの自衛隊の中枢においても、活躍の場が拡大してきている。

防衛省・自衛隊としては、引き続き、女性自衛官の採用・登用の更なる拡大を図るため、11(同23)年3月、「防衛省における男女共同参画に係る基本計画(平成23年度～平成27年度)」<sup>2</sup>を策定した。同計画においては、女性自衛官が途中で退職することなく、仕事と家庭生活が両立でき、さらに活躍の場が広がるような様々な施策を検討・実施することとしている。たとえば、意欲と能力を有する女性自衛官の計画立案業務への積極的な参画、国際平和協力活動への女性自衛官の更なる活用、育児休業代替要員制度の積極的な運用などである。

今後も、女性自衛官をより一層活用するため、様々な施策を粘り強く重層的に取り組んでいく。

## 5 隊員の子育て支援への取組

わが国における少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資するため、03(同15)年、「次世代育成支援対策推進法」が成立した。これを受け、防衛庁(当時)でも、04(同16)年、防衛庁次世代育成支援対策推進委員会を設置し、05(同17)年、同年4月1日から10(同22)年3月31日までを計画期間とする「防衛庁特定事業主行動計画」を策定した。

10(同22)年3月、同計画の終了にともない、「防衛省特

<sup>2</sup> 同計画においては、女性自衛官のみならず、女性事務官などについても同様に採用・登用の拡大を図るとともに、男性職員の育児・介護にかかる施策なども検討することとしている。

男女共同参画への取組については<<http://www.mod.go.jp/j/approach/others/jinji/gender/index.html>>参照



## コラム

VOICE

解説

Q&A

# 女性自衛官の声 —各地で活躍する防大女子1期生—

92(平成4)年に防衛大学校へ女子1期生として入学してから20年。1期生は、全国各地で活躍しています。

### 陸上自衛隊

陸上幕僚監部 人事部 人事計画課

2等陸佐 <sup>やとう ようこ</sup> 弥頭 陽子

防大卒業後、これまで多くの方に支えられながら、第10通信大隊の中隊長や、第5次イラク復興支援群の要員として国際活動などに携わることができました。現在は、陸幕で人事に関わる仕事をしています。今までの貴重な経験を生かしつつ、人や社会に貢献できるよう努め、新たな職務にもチャレンジしていきたいと思っています。



陸幕(市ヶ谷)で勤務する筆者

### 海上自衛隊

練習艦「かしま」副長

2等海佐 <sup>あずまりょうこ</sup> 東 良子

私は、遠洋練習航海を任務とする練習艦「かしま」副長として、幹部候補生学校を卒業したばかりの実習幹部の教育・指導にあたっています。多くの上司や先輩からのご指導および部下の支えがあって、現在の私があります。その恩返しの意味でも、引き続き後進の育成に努めるとともに、女性の後輩のために道を切り開いていきます。



練習艦副長として勤務する筆者

### 航空自衛隊

航空保安管制群 松島管制隊長

2等空佐 <sup>よしだ</sup> 吉田 ゆかり

私は、防大卒業後、浜松管制隊勤務から始まり、防大(指導教官)、空幕などでの勤務を経て、現在、松島基地で松島管制隊長として勤務しています。これまで多くの方々に支えられ、自衛官、そして、一児の母として充実した勤務をすることができました。これからも感謝の気持ちを忘れず、また国民の皆様が「愛と笑顔」であふれるよう、皆様との絆を大切に勤務していきたいと思っています。



隊長として松島基地管制塔で勤務する筆者

定事業主行動計画(平成22年度～平成26年度)』<sup>3</sup>を策定した。特に、男性職員向けのハンドブックの作成や啓発講演会の計画など、男性職員の育児休業や子育てに関する特別休暇の取得促進に積極的に取り組んでいる。



「隊員に対する緊急登庁支援」  
東日本大震災に伴う非常呼集時に朝霞駐屯地内で  
託児支援を行う陸自隊員

## 6 規則遵守への取組

防衛省・自衛隊では、日頃から隊員に対して、幹部隊員が率先垂範しながら、規則遵守の教育を行うとともに、指導に活用できる各種資料を作成し、広く配布するなどにより、法令などの様々な規則の遵守とその意識の高揚を図っており、12(同24)年3月にも部下指導のポイントなどを解説した「服務参考資料」を配付し、高い規律を保持した隊員の育成に努めている。

また、「薬物乱用防止月間」、「自衛隊員等倫理週間」などの期間を設けて、遵法意識の啓発に努めている。

### (1) 薬物使用防止への取組

05(同17)年、自衛隊において隊員の違法薬物使用事案が続発した。これを重く受け止めた防衛庁(当時)は、防衛庁副長官(当時)を議長とする「薬物問題対策検討会議」を設置して問題点と再発防止策<sup>4</sup>をとりまとめ、この防止策を着実に実行していくこととした。

しかしながら、その後も薬物にかかわる法令に違反した事案が発生しており、平成23年度には1名の隊員が逮捕さ

れた。防衛省・自衛隊は、平成22年度より、若年隊員を重点とした、①教育の徹底、②営舎内点検の強化、③効果的な薬物検査体制の構築に取り組んでおり、前述の再発防止策とあわせて薬物犯罪の再発防止、根絶を図っている。

### (2) 自衛隊員倫理法等違反行為の防止

00(同12)年4月から施行された自衛隊員倫理法・倫理規程は、かつて公務員不祥事が相次いで発生し、厳しい社会的批判を招いたことを背景に、公務に対する国民の信頼を確保することを目的として、利害関係者の範囲を明確に定め、隊員が利害関係者から贈与や接待を受けることなど、国民の疑惑や不信を招くような行為の禁止などを規定している。

具体的な取組としては、毎年1月末に倫理週間を設定し、全隊員に対する教育を行うとともに、広報や啓発活動を通じて、倫理意識の周知と浸透を図っている。

## 7 自衛隊員の自殺防止への取組

わが国では、98(同10)年に年間自殺者数が3万人を越え、その後も高い水準で推移しており、深刻な社会問題になっている。自衛隊においても、自衛官の自殺者数は、平成16年度に94名と過去最多となったが、平成21年度は80名、平成22年度は77名、平成23年度は78名となっている。

自衛隊員の自殺は、隊員本人や残された御家族にとって不幸なことであると同時に、防衛省・自衛隊としても有為な隊員を失うことはきわめて残念なことである。防衛省・自衛隊としては、自殺防止のため、例えば、次のような施策を継続して行っている。

- カウンセリング態勢の拡充(部内外カウンセラー、24時間電話相談窓口など)<sup>5</sup>
- 指揮官への教育や、一般隊員へのメンタルヘルスに関する教育などの啓発教育の強化
- メンタルヘルス強化期間を設定し、異動など環境の変化をとまなう部下隊員に対する心情把握の徹底や、各種参考資料を配付

<sup>3</sup> 次世代育成支援対策の推進については、<<http://www.mod.go.jp/j/approach/others/jinji/kosodate/index.html>>参照

<sup>4</sup> 再発防止策として、①服務指導および教育の徹底、②入隊後における薬物検査(尿検査)の導入、③各種相談・通報窓口の整備などの再発防止策を速やかかつ着実に実行していくこととした。なお、入隊時の薬物使用検査は、02(平成14)年から行っている。

<sup>5</sup> <<http://www.mod.go.jp/j/approach/others/jinji/mentalhealth/index.html>>参照

## 8 殉職隊員への追悼など

50(昭和25)年に警察予備隊が創設され、保安隊・警備隊を経て今日の自衛隊に至るまで、自衛隊員は、国民の期待と信頼に応えるべく日夜精励し、旺盛な責任感をもって、危険を顧みず、わが国の平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努めてきた。その中で、任務の遂行中に、不幸にしてその職に殉じた隊員は1,800名を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した自衛隊の各部隊において、殉職隊員への哀悼の意を表するため、葬送式を行うとともに、殉職隊員の功績を永久に顕彰し、深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるため、様々な形で追悼を行い、御遺族に対応している<sup>6</sup>。



防衛省慰霊碑地区において行われた平成23年度自衛隊殉職隊員追悼式

## 6 隊員の退職・再就職など

### 1 隊員の退職と再就職のための取組

自衛隊は、精強さを保つため、若年定年制および任期制という制度を採用している。このため多くの自衛官は、一般職の国家公務員と異なり、50歳代半ば(若年定年制自衛官)または20歳代(大半の任期制自衛官)で退職することとなり、その多くは退職後の生活基盤の確保のために再就職が必要である。

これらの自衛官に対して再就職の支援を行うことは、雇用主たる国(防衛省)の責務であり、自衛官の将来への不安を解消し、在職中は安心して職務に精励できるようにするとともに、その士気を高め、優秀な人材を確保するためにも、きわめて重要であると認識しており、再就職に有効な職業訓練などの援護施策を行っている<sup>1</sup>。

また、防衛省には自ら職業紹介を行う権限がないため、一般財団法人自衛隊援護協会が、厚生労働大臣と国土交通

大臣の許可を得て、退職自衛官に対する無料職業紹介事業を行っている。今後も厳しい雇用情勢が続くことが予想される中、退職自衛官の雇用を確保するためには、再就職援護施策のさらなる充実・強化が必要となっている。

22大綱および23中期防においても、退職自衛官を社会で有効活用するための措置を着実に進めつつ、公的部門での受入れを含む再就職援護に関する施策を推進することとされている。

参照 Ⅱ部2章2節

退職自衛官は、その一人ひとりが広範な職種・職域にわたる職務遂行と教育訓練によって培われた優れた企画力・指導力・実行力・協調性・責任感などを有している。また、職務を通じ、あるいは職業訓練などにより取得した各種の資格・免許も保有している。このため、在職時の職種・職域にかかわらず、金融・保険・不動産業や建設業のほか、製造業、サービス業など幅広い分野で活躍し、雇用

<sup>5-6</sup> 自衛隊殉職者慰霊碑は、62(昭和37)年に建てられ、その後、風化による老朽化が進んだことから、80(同55)年に立て替えられた。その後、防衛庁本庁庁舎(当時)の市ヶ谷移転に伴い、98(平成10)年、自衛隊員殉職者慰霊碑や市ヶ谷に点在していた記念碑などを慰霊碑地区東方に移設し、「メモリアルゾーン」として現在の形に整理された。メモリアルゾーンでは毎年、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。この式は、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣と防衛大臣以下の防衛省・自衛隊高級幹部のほか、歴代の防衛庁長官などが参列して営まれている。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘板が納められている。この慰霊碑には、国防大臣などの外国要人が防衛省を訪問した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意が表されている。このほか、自衛隊の各駐屯地および基地において、それぞれ追悼式などを行っている。

<sup>6-1</sup> 各自衛隊の再就職援護については、  
陸上自衛隊<<http://www.mod.go.jp/gsdf/retire/>>、  
海上自衛隊<<http://www.mod.go.jp/msdf/formal/engo/engotop.html>>、  
航空自衛隊<[http://www.mod.go.jp/asdf/recruit/taishoku\\_jieikan/](http://www.mod.go.jp/asdf/recruit/taishoku_jieikan/)>参照

主から高い評価を受けている者が多い。さらに、地方公共団体の防災や危機管理の分野などにも採用され、活躍している。

(図表Ⅲ-4-1-6 参照)

図表 Ⅲ-4-1-6 再就職援護のための主な施策

区 分	内 容
職 業 適 性 検 査	退職予定の自衛官に対し適性に 応じた進路指導などを行うため の検査
技 能 訓 練	退職予定の自衛官に対し退職後、 社会において通用する技能を付 与(大型自動車、大型特殊自動 車、情報処理技術、クレーン、 自動車整備、ボイラー、介護 (ホームヘルパー)など)
防 災 ・ 危 機 管 理 教 育	若年定年退職予定の自衛官に対 し防災行政のしくみおよび国民 保護計画などの専門知識を付与
通 信 教 育	退職予定の自衛官に対し公的資 格を取得し得る能力を付与(社会 保険労務士、衛生管理者、宅地 建物取引主任など)
業 務 管 理 教 育	若年定年退職予定の自衛官に対 し社会への適応性を啓発すると ともに、再就職および退職後の 生活の安定を図るために必要な 知識を付与
就 職 補 導 教 育	任期満了退職予定の自衛官に対 し、職業選択の知識および再就 職に当たっての心構えを付与

## 2 隊員の退職後の再就職についての規制

自衛隊員の再就職については、公務の公正性の確保などの観点から、規制<sup>2</sup>が設けられている。従来までの規制については、自衛隊員が離職後2年間に、その離職前5年間に防衛省と契約関係にある営利企業に就職する場合は、防衛大臣などの承認<sup>3</sup>が必要となっており、11(平成23)年、防衛大臣が自衛隊員の営利企業への就職を個別に承認したのは87件(87名)であった。

## 3 再任用制度

再任用制度は、定年後においても引き続き隊員として働く意欲と能力のある者を改めて採用する制度である。本制度により、高齢だが有為な人材の積極的活用や雇用と年金との連携を図ることができる。防衛省・自衛隊は、この制度に基づき、12(同24)年3月末現在759名を再任用している。また、一般の公務員より早く定年を迎える自衛官が安心して職務に専念する環境を醸成するとの観点から、自衛官の再任用制度については、60歳前においては3年以内の任期を可能としている。

(図表Ⅲ-4-1-7 参照)

図表 Ⅲ-4-1-7 再任用制度の概要

区 分	事務官など	自衛官
基本的 考え方	○現行の定年年齢を維持した上で、60歳代前半に公務内で働く意欲と能力ある職員を再任用	○現行の定年年齢を維持した上で、退職後も自衛官として働く意欲と能力のある者を、大臣が定める業務を行うポストに引き続き再任用
任用形態	○フルタイム勤務 ○短時間勤務	○フルタイム勤務に限定
任期	○1年以内、更新可能	○1年以内(60歳前は3年以内)、更新可能 ○出勤などの際は、一定の期間(1年～6か月)延長可能
任用上限 年齢	○65歳(平成13年度から平成15年度においては61歳、以後、3年ごとに1年ずつ段階的に引き上げ)	
給与	○職務の級または階級ごとに単一の俸給月額が支給されるほか、通勤手当などの諸手当が支給	

2 11(平成23)年の第177回国会に提出された国家公務員法等の一部を改正する法律案において、一般職国家公務員に準じた再就職等に関する規制(他の隊員についての依頼等(再就職あつせん)の規制、在職中の求職(自己求職活動)の規制、再就職者による依頼等(働きかけ)の規制)を導入する旨の自衛隊法の一部改正を盛り込んでいる。

3 自衛隊法第62条(私企業からの隔離)に規定



## コラム

## VOICE

## 解説

## Q&A

# 優れた人財 —退職自衛官が保持する能力について—

### 平和産業株式会社

事業内容：精密機械部品（航空宇宙、鉄道車両の高性能と安全性を支える重要部品）の製造販売など

#### 【退職自衛官】

品質保証部長

（元航空自衛隊 1等空佐）

こばやし けんじ  
小林 健治氏



私は、品質保証部長のほか、QMS※室長などを兼務し、東奔西走の毎日です。ITのおかげで昼夜を分かたぬ仕事と勉強の連続ですが、自衛隊で培った経験、知識、資格および人脈などを活かし、会社そして社会に貢献していきたいと思っています。

※QMS：品質マネジメントシステム

#### 【雇用企業側】

代表取締役社長

やお やすひろ  
八尾 泰弘氏



当社は、機械メーカーで、顧客は航空宇宙関連企業やプラントメーカーです。小林さんは大局的判断と各問題解決に他社員にない卓越した識見と実績を示しており、部長としての活躍に大いに期待しています。

### 荏原環境プラント株式会社

事業内容：環境・エネルギー関連施設の設計施工および維持管理・補修工事など

#### 【退職自衛官】

神之池発電管理事務所長※

（元海上自衛隊 2等海佐）

あべまつ かずや  
精松 和哉氏



自衛隊在職中は、ひとつの仕事をやリ遂げるために多くの人と接し、いろいろな人の気持ちや職場の関係をうまく組み合わせることを心掛けてきました。その自衛隊での経験が、現在の仕事でも非常に役に立っています。

※神之池発電管理事務所：バイオマス燃料による発電プラントの運営・管理を行っている。

#### 【雇用企業側】

O&M事業本部 維持管理統括部  
伊東 基行氏



新たな事業の立ち上げ時は、日々トラブルの報告ばかりでした。そのような時に従業員をまとめあげて運用できる態勢にしてくれたのは、現場の精松君です。自衛隊の勤務で得た、人と接する要領をそのまま体現すれば、一般の社会でも通じるという証拠だと思っています。

### 四国合同通運株式会社

事業内容：運送業および一般廃棄物収集など

#### 【退職自衛官】

大型第1チーム 運転手

（元陸上自衛隊陸士長）

かさい まさし  
笠井 政志氏



自衛隊在職中に学んだ「礼儀作法」は役立っており、これも第6施設群（豊川）の方々のお陰です。今は、会社の方々の温かいご指導を受け「お客様の大切な荷物を安全確実に届けること」を第一義とし、安全運転をモットーとして勤務しています。

#### 【雇用企業側】

大型第1チーム チームリーダー  
三木 孝氏



笠井君は何事にも素直で真つすぐな気持ちで取り組んでおります。特に、東日本大震災発生直後の運送の際、自衛隊の災害派遣を見て「自分も苦しい状況に負けずにOBの一員として任務を完遂する」との強い意志で運送にあたり、当社社員を感化してくれました。